

長崎県ブランド農産加工品認証制度「長崎四季畑」

募集のためのガイドライン

1 商品について

同一業者から同一カテゴリでランク違いの申請商品については、1商品の認証となるため、最上級商品の審査のみについて行うこととする。(例：上級茶、中級茶等)

2 食品衛生監視票について

お茶等の営業許可業種ではない商品の場合、食品衛生監視票の監視項目のうち「施設の構造」、「設備、機械」、「衛生管理者」等の評価に該当しない項目については評価の対象とはせず、食品衛生監視票の該当項目の8割を満たすことを要件とする。

3 販売実績について

1年以上の販売実績は、募集期間の最終日までに満たしていること。

4 小売希望価格(税込み・送料別)

全国向けの販売を意識して売価設定等を行うこと。

5 セット・シリーズ商品について

別紙のとおり

6 審査について

(1) 予備審査

提出された申請書等の内容について確認する。

(2) 現地調査

現地調査は、出荷、製造場所等の衛生状態について確認する。(特に防鼠、防虫対策を確認。)

(3) 表示

表示については、事前に関係機関等で確認することが望ましい。

(4) 総合審査

長崎県らしさ

県外での商談会やフェア等も実施するため、地域性を訴えるようにすること。

また、食べ方等についても、県外の方にわかりにくいと思われるものについては、食べ方等記載することが望ましい。

商品性

長崎県産原材料が、商品においてどのような位置づけで使用されているか記載すること。

パッケージ

長崎県産や、長崎県をイメージできるデザイン等であることが望ましい。

7 更新について

今年度更新となる既存の認証商品については、商品の味、デザイン等変更がない場合に限り、予備審査のみとする。

8 申請者について

商品の容量の変更については、認証商品のギフト用等のセット商品化を行う場合において変更する可能性があるため、販路拡大に資するために必要と認められる場合(内容量の変更等)には変更を認め、認証商品として取り扱う。

9 その他

販売拡大に向けたアドバイス等を実施するため、認証事業者でメールアドレスを有しない事業者は、アドレスを取得する等連絡体制を整えること。